

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	生活保護業務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸太田町は、生活保護業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

安芸太田町長

公表日

令和1年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護業務に関する事務
②事務の概要	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項規定の別表第一の15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号規定の別表第二の9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1 (0826)28-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉事務所 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地 (0826)25-0250

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っていない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	I-1-1-②事務の概要	・本町における生活保護制度の運用は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第3項の規定により町が設置した福祉事務所において、生活保護法(昭和25年法律第144号)及び関連法令、規則等に基づき行っている。 ・特定個人情報ファイルについては①生活保護法に基づく保護の決定及び実施。②就労自立給付金の支給。③保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務において使用する。	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務		
令和1年7月1日	I-1-1-③システムの名称	・共同利用生活保護システム(あゆむくん)	生活保護システム		
令和1年7月1日	I-3法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第15条	番号法第9条(利用範囲)第1項規定の別表第一の15の項		
令和1年7月1日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会事務> ・番号法第19条第7号別表第二 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第19条 <情報提供事務> ・番号法第19条第7号別表第二 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 ・別表第二省令第 8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号規定の別表第二の 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項		
令和1年7月1日	I-5-②所属長の役職名	所長 栗栖 修司	所長		
令和1年7月1日	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書		
令和1年7月1日	IV-2特定個人情報の入手		十分である		
令和1年7月1日	IV-3特定個人情報の使用(目的を超えた紐付け等対策)		十分である		
令和1年7月1日	IV-3特定個人情報の使用(権限のない者の不正使用等)		十分である		
令和1年7月1日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である		
令和1年7月1日	IV-5特定個人情報の提供・移転		十分である		
令和1年7月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続(目的外入手)		十分である		
令和1年7月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続(不正提供)		十分である		
令和1年7月1日	IV-7特定個人情報の保管・消去		十分である		
令和1年7月1日	IV-8監査		-		
令和1年7月1日	IV-9従業者に対する教育・啓発		十分に行っていない		